

告 示

埼玉県告示第千百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百七十二番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建築基準法等、関係法令を遵守してください。
- (2) 景観法及び埼玉県景観条例を遵守してください。
- (3) 屋外広告物を設置する際は、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例を遵守してください。

二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター